

◎新潟県告示第1290号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチル
ブタノアート（通称名：AMB－CHMICA、MMB－CHMICA）及びその塩類
- (2) 2－（4－エトキシ－3,5－ジメトキシフェニル）エタンアミン（通称名：E s c a l i n e）及びその
塩類
- (3) N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド（通称名：F
u r a n y l f e n t a n y l、F u－F）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年12月22日